

第一回「予知協」名称 WG 議事概要（案）

日時：2014年2月24日（月）10:30-12:00

場所：東京大学地震研究所企画部室

出席者：松澤暢（東北大）、平田直（東大地震研）、武尾実（東大地震研）、加藤尚之（東大地震研）、飯尾能久（京大防災研）、平原和朗（京大理）、清水洋（九大）

1) 平原協議会議長より、本 WG の設置経緯の説明ののち、WG 主査として松澤委員を推薦する旨の発言があり、これを了承した。

2) 研究推進体制検討委員会報告や、協議会メンバーからの意見も参考にしながら、協議会の名称変更の必要性の有無や、変更した場合のメリット・デメリット、変更する場合の条件等について、幅広い検討を行った。主たる案とそれに対する賛成意見と反対意見は下記の通り。

a) 変更なし。

賛成意見：

- i) 建議の名称はこれまで何度も変わったが、協議会の名称が変わったのは、地震と火山を統合したときだけである。
- ii) 協議会は建議の計画の実施のためにだけ作られたわけではない。
- iii) メンバーが増えるだけであり、基本的な体制が変わっていないのだから、変更理由を対外的に説明する方が難しい。
- iv) 無理して今変更するよりも、制度設計が完了してからのほうが良い。

反対意見：

- i) 建議から「予知」が消えたのは今回が初めてであり、これまでとはまったく違う。
- ii) 協議会規則第2条（目的）において「地震予知研究及び火山噴火予知研究に関し、研究計画を協議」とあり、この「研究計画」は建議に基づく計画以外にはありえない。
- iii) 名称が変わらなければ、体制が変わっていないことを強調することになるが、それで良いのか。
- iv) このタイミングで自主的に変更しなければ、後で変更したとしても、外圧に負けて変更したと思われるだけ。

b) 「予知」を「予測」に変更。

賛成意見：

- i) 「予知」という用語は様々な履歴とネガティブなイメージを背負っている。若い世代が胸を張って名乗れる名称にすべき。

反対意見：

- i) 「予測」だと、サイエンスの議論に閉じる印象があり、また「予知」よりも高度に

なったという誤った印象を与える。3.11 前であれば「予測」への変更もありえたが、今回の建議で「予測」という用語すら使えなかったことを考えれば、「予知」から「予測」への変更は意味が無いし、社会に説明が難しい。

c) 「災害軽減に貢献」を前面に出した名称に変更。

賛成意見：

- i) 協議会はこれまで建議に基づく計画を推進してきたのだから、建議の精神に近い名称にするのは当然。
- ii) 協議会が大きく変わったことをアピールできる
- iii) 通常の予知研究とは異なる研究者が参加しているのだから、その方達が居心地の良い名前にすべき。

反対意見：

- i) 建議の名称が変わるたびに組織の名称が変わるのはおかしいし、少なくとも、そのように大きく名称を変更するのなら、協議会規則も変更すべき。
- ii) 実際には体制も主たるターゲットもほとんど変わっていないのだから、名称が実態とかけ離れてしまえば却って批判される。一方、本当に災害科学に踏み出すのなら、自然災害研究協議会との役割分担についての対外説明が難しくなる。
- iii) 予知研究以外の研究者から変更の要請があるのなら別だが、今のところそのような要請は無いはず。

d) 「地震火山観測研究協議会」というようなシンプルな名称に変更

賛成意見：

- i) 「予知」も「災害軽減」も問題があるのなら、どちらも無い方がすっきりするし、実際に行っている内容に近い。
- ii) 災害軽減に貢献するような名前を付けようが付けまいが、社会から期待されることは同じ。だったら、名称変更に余計な労力を使うより、災害軽減に役立つアウトプットを得るにはどうしたらよいかという議論に労力を使うべき。

反対意見：

- i) 「地震火山観測研究」を実施しているのは、この協議会に参加するメンバー以外にも大勢居るので、この協議会の役割がまったく見えなくなる。
- ii) 「地震火山観測研究」だけでは、社会に対して貢献しようという意図がまったく見えず、後退したと判断されてしまうので、名称はおろそかにできない。

3) 今後、協議会に社会科学やハザードの研究者が参画するので、現行の協議会規則は実状に合わなくなっている。新たな組織に合致するように規則を改定し、その内容に見合った協議会名とすべきであるということで意見の一致を見た。このため、松澤主査が協議会規則の変更案を作成し、それをもとに次回、議論することとした。

東京大学地震研究所地震・火山噴火予知●●研究協議会規則

平成18年5月 1日制定

平成22年4月17日改定

平成26年〇月〇〇日改定

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学地震研究所規則第10条2項の規定に基づき、地震・火山噴火予知●●研究協議会（以下「予知本協議会」という。）の組織及び運営について定める。

(目的)

第2条 本予知協議会は、地震予知研究・及び火山噴火および災害誘因の予知・予測を通じて災害軽減に貢献するための観測予知研究（以下「地震・火山噴火観測研究」という。）に関し、研究計画を協議し、大学等の間の連携を緊密にし、もって研究の有効な推進を図ることを目的とする。

(任務)

第3条 前条に定める目的を達成するため、本予知協議会は、大学間大学等の連携に関する次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 大学等の地震・火山噴火観測予知研究に関わる経費の概算要求事項と本予知協議会参加機~~関~~への研究経費配分
- (2) 大学等の地震・火山噴火観測予知研究に関わる研究計画
- (3) 大学等の地震・火山噴火観測予知研究に関わる研究者交流
- (4) 「地震・火山噴火予知研究の連携と協力に関する協定」に関わるその他の事項
- (5) 外部評価委員会に対する評価の依頼
- (6) その他、地震・火山噴火観測予知研究の推進に関わる事項

(構成)

第4条 予知本協議会は、地震研究所長が次の各号に掲げる者を委員に委嘱することにより組織する。

- (1) 別表1に示す地震・火山噴火観測予知研究関連部局・施設の長
但し、この項に該当する者であっても、次の(3)で委員となる者は除外する。
 - (2) 別表2に示す大学部局等の推薦を受けた者各1名
 - (3) 第9条で定める企画部の部長及び副部长、第10条で定める研究戦略室長、第11条で定める予算委員会の委員長
 - (4) 学識経験者若干名
- 2 前項(4)の委員は本予知協議会で選出する。
 - 3 必要に応じて、オブザーバーの参加を認める。

(議長)

第5条 議長及び副議長は、委員の互選により決める。
2 議長に事故ある時は、副議長がその職務を代理する。

(任期)

第6条 第4条第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 予知本協議会は、必要に応じ、議長が招集する。
2 本予知協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(分科会)

第8条 ~~予知本~~協議会の審議を効率的に行うため、~~本予知~~協議会の下に地震分科会及び火山分科会を置く。

- 2 地震観測予知研究及び火山噴火観測予知研究に関する固有の事項に関しては、~~本予知~~協議会の諮問に基づき、それぞれ地震分科会及び火山分科会で協議することができる。
- 3 分科会の主査及び構成員は~~本予知~~協議会で選出する。
- 4 その他任務は、別に定める。

(企画部)

第9条 研究計画の企画立案及び研究計画の調整を行うため、~~本予知~~協議会の下に企画部を置く。

- 2 部長、副部長及び構成員は~~本予知~~協議会で決定する。
- 3 その任務は、別に定める。

(研究戦略室)

第10条 研究計画全体を調和的に推進するために、企画部内に研究戦略室を置く。

2 構成員は選考委員会の推薦する候補者に基づき~~本予知~~協議会で決定する。室長は室員の互選により決める。

3 選考委員会の構成と選考手順については、別に定める。

3 研究戦略室員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(計画推進部会)

~~第10条第11条~~ 地震・火山噴火観測予知研究計画を実施するため、~~本予知~~協議会の下に計画推進部会を置く。

- 2 構成、部会長及び構成員は~~予知本~~協議会で決定する。
- 3 その任務は、別に定める。

(予算委員会)

~~第11条第12条~~ 大学等の地震・火山噴火予知観測研究に関わる研究経費案を策定するため、~~予知本~~協議会の下に予算委員会を置く。

- 2 委員長及び構成員は~~予知本~~協議会で決定する。
- 3 その任務は、別に定める。

(外部評価委員会)

~~第12条第13条~~ 研究計画の進捗状況と結果の評価を行うため、外部評価委員会を置く。

- 2 その任務と構成は別に定める。

(庶務)

~~第13条第14条~~ ~~予知本~~協議会に関する事務は、東京大学地震研究所において処理する。

(補足)

~~第14条第15条~~ この規則に定めるもののほか、~~予知本~~協議会の運営に関して必要な事項は、~~本予知~~協議会の定めるところによる。

(改廃)

~~第15条第16条~~ この規則の改廃は、~~予知本~~協議会の議を経て行う。

附則

- 1 この規則は、平成22年4月17日から施行する。
- 2 東京大学地震研究所地震予知研究協議会規則（平成11年9月22日制定）及び東京大学地震研究所火山噴火予知研究協議会規則（平成12年1月27日制定）は廃止する。

別表 1

地震・火山噴火予知観測研究関連部局・施設
東京大学地震研究所
北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター
弘前大学大学院理工学研究科附属地震火山観測所
東北大学大学院理学研究科附属地震・噴火予知研究観測センター
東京大学地震研究所附属地震予知研究センター
東京大学地震研究所附属火山噴火予知研究センター
東京大学地震研究所附属地震火山噴火予知研究推進センター
東京大学地震研究所附属観測開発基盤センター
東京大学地震研究所附属地震火山情報センター
東京大学大学院理学系研究科附属地殻化学実験施設
東京工業大学火山流体研究センター草津白根火山観測所
名古屋大学大学院環境学研究科附属地震火山・防災研究センター
京都大学防災研究所附属地震予知研究センター
京都大学防災研究所附属火山活動研究センター
京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設火山研究センター
高知大学理学部附属高知地震観測所
九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター
鹿児島大学大学院理工学研究科附属南西島弧地震火山観測所

別表 2

大 学 部 局
秋田大学大学院工学資源学研究所
新潟大学災害・復興科学研究所
東京大学大学院理学系研究科
東京大学史料編纂所
鳥取大学大学院工学研究科
東海大学海洋研究所地震予知研究センター
立命館大学総合理工学科学技術研究機構
独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所
京都大学防災研究所